規則

都市 \mathcal{O} 低 炭 素 化 \mathcal{O} 促進に関する法律施行 細 則 0 部を改正する規則をここに 公

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十六号

 \mathcal{O} 市 一部を次 の低炭素化 都市の低炭素化の促進に \mathcal{O} ように改正する。 の促進に関する法 関する法律施 律施行細 則 行 細 (平成二十四年埼玉県規則第七十二 則 \mathcal{O} 部 を改正 す る 規 則

る。 一条第五号 中 等 級 4 を「等級 5 以上」 に、 等 級 5 を 等 級 6 に 改 8

様式第 号中 を 削 り、 備考 2 を 削 り、 備 考 3 を 備 考2とす

様式第三号中 [E] を削 り、 同様 式 \mathcal{O} 備考を次 \mathcal{O} ように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

式第四号中 を 削り 同様 式 \mathcal{O} 備考を次 \mathcal{O} よう に 改め る

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第五号中 「璺」を 削り、 同様 式 \mathcal{O} 備考を次 \mathcal{O} よう に 改 \otimes る。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第六号中 を削り 同様 式 \mathcal{O} 備考を次 \mathcal{O} よう に 改 \otimes る。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この 規 則による改 正 前 \mathcal{O} 都市 \mathcal{O} 低炭素化 \mathcal{O} 促進に 関 する法律施行 細 則に 定め る

様 式に よる用 紙 は 当 分 \mathcal{O} 間 所 要 \mathcal{O} 調 整 を て 使用 す ることが できる。